

景表法の基礎知識② 「もれなく当たる」と 「くじ引き」の景品ルール



弁護士
松田 竜



弁護士
高橋 祐二

「連載 景表法の基礎知識①」では、景表法は、高額景品類を制限することで、消費者が合理的な判断により商品やサービスを選択する環境を守っていることを解説しました。このような景表法による高額景品類の制限を景品規制と呼ぶことがあります。今回は、景品規制の内、総付景品と、一般懸賞について解説します。

1 総付景品

一般消費者に対し、来店順や利用申込順など、「懸賞」によらずにもれなく提供される景品類を「総付景品(そうづけけいひん)」、「ベタ付け景品」等と呼びます。

このような総付景品の最高額は、景表法及び内閣府の告示等により、下記の金額が上限とされています。

総付景品の限度額(消費者庁のホームページより)

取引価額	景品類の最高額
1000円未満	200円
1000円以上	取引価額の10分の2

購入を条件とせず、来店者全員に景品類を提供する場合の取引価額は、通達により、原則として100円として計算されます。取引価額が100円の場合、となるので、上記の表により、提供が許される景品類の最高額は200円となります。

ただし、ある人が来店したら、通常1回で100円以上の取引をすることが見込まれる場合は、1人あたりの取引価額のうち最も低いものを取引価格とすることができる場合もあります。例えば、レストランの来店者全員が一人当たり最低1500円以上利用するという場合には、1500円を取引価額とすることができます。この場合、上記の表により、景品類の最高額は300円と計算されます。

総付景品の取引価額の算定が難しい場合もありますので、迷ったら、弁護士等の専門家に相談すると良いでしょう。

2 一般懸賞

商品・サービスの利用者に対して、くじその他の偶然性や、クイズやゲームの正誤や優劣によって景品類を提供することを「懸賞」といいます。懸賞のうち、商店街のくじ引きのような複数事業者が参加する懸賞を共同懸賞、それ以外のものを「一般懸賞」と呼んでいます。

このような懸賞の最高額は、景表法及び公正取引委員会の告示等により、下記の金額が上限とされています。

一般懸賞における景品類の限度額 (消費者庁のホームページより)

懸賞による 取引価額	景品類限度額	
	最高額	総額
5000円未満	取引価額の20倍	懸賞に係る 売上予定総額の 2%
5000円以上	10万円	

一般懸賞の場合は、総付景品と異なり、景品の総額について規制が設けられています。

上記の表の「懸賞に係る取引の予定総額」とは、通達により、「懸賞販売期間中における対象商品の売上予定総額」とされています。

例えば、Aスーパーで12月の1か月間に、1会計1000円以上購入した人に、抽選券を配る場合を想定します。この場合、まずは、Aスーパーで12月の1か月間に1会計1000円以上を購入する人の売上予定総額を算出し、その2%を超えない金額の範囲内で景品(当たり景品とはずれ景品の両方を含みます。)を準備する必要があります。

一般懸賞の条件をどのように設定するかによって、景品の最高額や総額が変動するので注意が必要です。迷った場合は、弁護士等の専門家に相談することをお勧めします。

以上